

ふたたび和刻本蘭語辞典『蕃語象胥』について

石 川 光 庸

(一) 津輕藩の佐々木元俊（文政元年—明治七年、一八一八—七四）が翻刻出版したオランダの外來語・學術用語辞典『蕃語象胥』（Kramers' Woordentolk verkort, Gouda 1854⁶）の刊行年については、『新撰洋学年表』、『日本洋学編年史』、『洋学史事典』、『日本洋学人名辞典』をはじめとするすべての関連文献が安政四年（一八五七）としている。私も『蕃語象胥』の書誌学的検討を試みた旧稿^{〔1〕}において、当然のこととして安政四年説をとった。なにしろ『蕃語象胥』の見返しにはつきり「安政丁巳八月稟准翻刻」と書いてあるから、上記の諸書がこの年月を刊行の年月としたのは、無理からぬことである。しかしよく考えてみれば、「稟准」とは、天子や上官に申告して許しを得ることである。だから「安政丁巳八月稟准翻刻」はただ「安政四年八月に翻刻の許可を得た」ことを意味するだけかもしれず、翻刻そのものの年月を必ずしも意味しないわけである。

事実、同書の刊行が安政五年四月以前ではありえないことを示す史料に気がついたので、ここに報告したい。決して特殊な史料ではなく、徳川時代末期に江戸で刊行された書籍について調べたい時には、必ず参照されてしかるべきものである。『蕃語象胥』自体がこれまでほとんど注目されず、研究もされてこなかったもので、『新撰洋学年表』以下がそこまで調査の手をのばさなかったことを批判するのは、酷に過ぎるだろう。しかし、蕪雜なが

らはじめて『蕃語象胥』そのものの書誌学的調査を試みた私が、旧稿において基本的ステップを踏まず、先人の説をそのまま掲げたのは、批判されなければならない。

その史料とは、江戸町奉行所の記録「市中取締続類集」（国立国会図書館蔵 旧幕府引継書 第一集）の「書籍部」である。当時は検閲制度が厳格であり、原則としてすべての出版物は幕府の検閲を受けなければならなかった。書店から売り出されるものは、その書店（書物問屋）から書物行事および書物屋担当の町年寄（奈良屋市右衛門、後代は館市右衛門と名乗る）の手を経て、町奉行所に開版願いと草稿が提出された。奉行所ではそれを更に内容別に聖堂学問所、医学館、天文方などに送った。（ただし草双紙類の通俗書は地本問屋があつかい、直接町奉行所が検閲をおこなった。）聖堂などで検討の結果、許可となると、それぞれの機関名の印を草稿表紙に押して奉行所に返送され、それから初めて板木彫刻をすることができた。そして印刷が完了すると、印刷製本した書籍一部に、先ほどの許可印を押された草稿本を添えて、再度前と同じ順序で奉行所に提出し、双方に食い違いがないことを認めてもらって、やっと発売にこぎつけることができたという次第である。

以上は営利を目的として書店が売り出す刊本の場合である。個人の蔵板で出版する時、すなわち私家版の場合には手続きはよほど簡略で、町奉行所を経由せず、直接聖堂などの検閲先に草稿を提出すればよかった。ただし許可がおりて開版したものを再び草稿本とともに提出し、両者に相違がないことをチェックしてもらわなければならない点は、書店刊本と同じである。⁽³⁾

さて「市中取締続類集 書籍部」とは、こうして刊行された書物の書物問屋による売り込め願いと、それに対する市中取締掛の応答とを記録したものである。書肆側から願ひ出たものに限られるから、書肆が関与しない私

家版はここには記録されないと私は思いこみ、だから旧稿においてはこの町奉行所記録を調べてみることを怠ったのであった。『蕃語象胥』の見返しには「弘前 佐々木元俊藏板」とあり、他に刊記の類は一切ないのである。私家版でも売り捌きを専門書店が引き受けたものは、どこかに（たいていは巻末に）書店名が記載されているのが普通である。（実際は『訳鍵』『和蘭文典』など、何も記載されていない刊本も多いことを後に知ったが。）ところが、他の調べ物のために国会図書館でこの「市中取締続類集 書籍部」のマイクロフィルムを見ていたところ、『蕃語象胥』が目に見え込んできた。

安政五年四月

朝鮮征伐紀外四品売弘願調

朝鮮征伐紀外四品売弘願奉願以書付

館 市右衛門

とあり、朝鮮征伐紀、万体用文章、内治全書、民間内外科要法、とならんで、

一 蕃語象胥 式冊

通式町目

久七地借

津軽越中守家来

書物問屋

佐々木元俊校

佐兵衛

同人藏板

但去巳八月中蕃書調所改済之旨

ふたたび和刻本蘭語辞典『蕃語象胥』について

ふたたび和刻本蘭語辞典『蕃語象胥』について

同所改判有之草稿者壹冊御座候処

紙数多く不并利ニ付製本式冊綴分

申度旨草稿製本共差出し

という願出である。すなわち売り弘めを希望しているのは、日本橋通二丁目の著名な書肆である五山堂山城屋佐兵衛。書物問屋年行事をも勤めている老舗で、安政二年以来、奥医師桂川家藏板の画期的な『和蘭字彙』や、越前大野藩広田憲寛の『増補改正訳鍵』などの販売をも引き受けて蘭学方面でも意欲的な活動をしていた。願いの内容は、すでに昨年（安政四年巳年）八月に蕃書調所から検閲済みの認印を受けた『蕃語象胥』の草稿本は一冊の予定であったが、ページ数が多く二冊本にしたいので、見本として二冊にした製本と草稿本とを提出する、というものである。

実はこの「朝鮮征伐紀外四品売弘願」は、町年寄館市右衛門によって二月に一括して町奉行所に提出され、四月になって市中取締掛から認可がおりたものであることが、貼付されている下ヶ札（館氏記載）や「ヒレ」（取締掛記載）でわかる。

ここにおいて、『蕃語象胥』二冊が実際に世に出たのは、安政五年四月以前ではないことが確実となった。見返しの「安政丁巳（四年）八月稟准翻刻」とは、検閲担当部局の蕃書調所が検閲を済まし、翻刻許可を八月に通達した、ということだったのである。

(二) 私家版ではあるが山城屋佐兵衛のような有力書肆がその販売を受け負ったということは、私には意外であった。私は旧稿で『蕃語象胥』は少数数の刊行にとどまり、同時代洋学界への影響もあまりなかったと推定した。⁽³⁾

「藩の後だてなどない無名書生の私版」であることが、それほど普及しなかった理由のひとつであるとも考えたのであるが、山城屋佐兵衛の名を見た以上、再考せざるを得ないようである。この頃の津輕藩江戸日記（弘前市立図書館蔵）を見ると、かなりの頻度で佐々木元俊の名が登場している。弘前の町医身分にすぎず、嘉永元年から江戸に私費留学している元俊の蘭学熱心を「奇特として三人扶持」を江戸留学中与えることにしたり（安政四年五月十四日）、「御賞金五百疋」を下賜したり（安政五年六月十八日）、さまざまな薬品や蘭学研究書を元俊の申請のままに買い与えている（五年六月以降）。そして遂に安政六年六月二四日には蘭学その他に熱心に励んでいることを賞されて「七人扶持小普請医に新規召出」されたのであった。これにはおそらく約一年前の『蕃語象胥』出版が大きな役割りを果たしているものと思われる。——とすれば、「藩の後だてなどない」どころではなく、無名書生（——元俊はなかなか優秀ではあったろうが、晩学でもあり、津輕藩の外にも名が通っていたとは考え難い。勝海舟が安政二年当時の江戸在住蘭学者を蕃書調所翻譯用に五十八人書きとめているが、元俊は含まれていない——）の私刊本を大店の山城屋佐兵衛が販売することになったについても、あれこれと津輕藩のバックアップがあつたと考える方が自然であらう。

ただし、おそらくこのバックアップはかなり遅く、『蕃語象胥』の板下や彫刻が相当進行してからおこなわれたように思われる。はじめは元俊個人が乏しい貯えを注ぎこみ、板下書きはもちろん印刷もかなりの部分を自分の手でおこなうというような、貧しい素人の自費出版であつたろう。さもないければ、全部で四五四丁、九〇八頁にもなる厚冊を一冊本として製本しようなどとは（安政四年八月に翻刻許可を得た頃はそう考えていたことになる）、出版の専門家なら考えないはずである。そんな厚冊の和綴じ本はたちまち糸が切れてバラバラになってし

まい、使用に耐えない。素人の元俊は安政四年当時は、ただ表紙代金（一冊あたり最低でも銀五分くらいはかかった）や製本費用の節約のみが念頭にあって、一冊本として翻刻出版を申請したのかもしれない。そして板本彫刻も終わり、印刷にかかる段階で、津軽藩による何らかの援助があり、山城屋が乗り出してきたのではなからうか。山城屋の助言を得て二冊本として製本し（良質の表紙のついた堅牢な上製本である）、販売も山城屋に一任することになったのは、元俊にとって快心事であつたにちがいない。売り弘めを有名書肆が引き受けたにもかかわらず、どこにもその名を掲げていないこと、また十中八九、藩からの支援を得たにもかかわらず、元俊の私刊本として刊行されていることについては、種々の理由が考えられようが（たとえばキリスト教関係の記述も多く、蕃書調所の許可済みとはいえ、万一の場合を考慮して一町医の私刊本とした、など）、同書刊行計画の大部分を独力でやりとげた元俊の自負心の現れであるようにも思われる。

(三) 旧稿において私は『蕃語象胥』の意義を、「それまでの日本には存在しなかった類の、そして時代の要請によく応えるはずの特殊辞典をより安価に、そしてより入手しやすい形で蘭学界に提供しようとした」点にあるとして評価した⁽⁵⁾。この中の「それまでの日本には存在しなかった類の」の部分を、少々新しい知見を得た今、いささか訂正しなければならなくなった。「特殊辞典」という言葉で私は学術用語辞典や外来語辞典を意味した。もちろん私とて、早くも文政五年（一八二二）に中津藩主奥平昌高の侍医大江春塘が、メイヤース (L. Meijers) の辞書 *Woordenschat* 中の「外来語部」(Bastardt-woorden) をもとに『バスタールド辞書』(Nieuwe-gedruct bastardt woorden-boek. Door Ooye Suntuo. Leefarts van den landsheer Nakats, t' Jedo. 1822 と表紙にはある) という（オランダ語から見ての）外来語辞典を編んだことは承知していた。しかしこれはフランス語系外来

語に日本語訳を添えたもので、人文・社会方面を中心としていて内容的にもやや古い。安政期の日本に最も重要なものは、兵学、工学、医学、薬学、物理学、航海学、地理学などの分野の、外来学術用語を教えてくれる辞典だった。私の言う「特殊辞典」は、このことである。この時期にウエイランドやクラーマースの学術用語辞典の原書が、続々と輸入されはじめていた。しかしそれらは非常に高額であつたので、元俊のクラーマース（簡約版）翻刻出版はきわめて時宜になつた好企画と言ふべきものであつたのである。ただ、私は『蕃語象胥』がこの種の和刻本の最初のもつと誤解していた。実際は、半年ほど先立つ安政四年十月頃には、ウエイランドの『学術用語辞典』（Kunstwoordenboek, Amsterdam 1824）の翻刻書が刊行されていたらしい。これも前記の町奉行所記録「市中取締続類集 書籍部」を調べていて、気づいたことだった。

一 湧乙蘭土コンスドウォールデンブーク

全三冊之内巻冊

建部猪三郎知行所

武州多摩郡子安村

宇田川町

醫師義方同人
(△△)

五人組持地借

林方斉著

書物問屋

同人蔵板

願人 吉兵衛

但當三月中蕃書調所江蔵板主ヨリ元書

三冊翻刻仕度旨を以別紙小口草稿差出

〔中略〕 蕃書調所改判

ふたたび和刻本蘭語辞典『蕃語象胥』について

有之草稿并製本共差出し

沕乙蘭土、すなわちウエイランドの『學術用語辞典』を翻刻出版しようとしているのは、多摩の医師林方斉（後に青木姓、一八三二—一九〇五）、販売書肆は芝宇田川町の老舗和泉屋吉兵衛（名山閣）。全三冊予定の内の一冊が出来、安政四年三月に蕃書調所の検閲印を得た草稿本を添えて十月に奉行所に提出、販売の許可も同じ十月に下りているから、この第一分冊はその後まもなく刊行されたにちがいない。だから和刻本の學術用語辞典の嚆矢という誉れは、元俊の『蕃語象胥』ではなく、半年ほどの差で方斉の『沕乙蘭土コンスドウォールデンブック』に与えられなければならない。もともと、後者の残りの二冊が続いて刊行されたかどうか、確かではない。文久二年まで続く「市中取締統類集 書籍部」の記録にはもう『沕乙蘭土』の名を見出すことはできない。安政末年から万延・文久にかけて、日本の洋学は蘭学から英学に大きく転換しつつあったから、もはや木版印刷の『沕乙蘭土』が待望される時代ではなくなつたのではなからうか。

もともと、時代に追い越されてしまったという点では『蕃語象胥』も同じである。そもそも蘭語そのものが英語にとつてかわられる時期であつた。江湖に広く歓迎された桂川家の『和蘭字彙』の完結が、同じ安政五年の七月である。『和蘭字彙』が蘭語辞典のスタンダード版ということになった後は、もはや新たな蘭語辞典の刊行は企てられない。『和蘭字彙』と同じく『ズーフ・ハルマ』にもとづいた牧穆中の『蘭語通』は、安政五年と六年にAからOまでの三冊が出たが、それで中絶してしまつた。安政が終わつて万延・文久ともなればもう英語の時代である。福沢諭吉の『増訂華英通語』、石橋政方の『英語箋』、井上修理・村上英俊の『英語箋』（『米語箋』とも）、文久二年（一八六二）には堀達之助他の『英和对訳袖珍辞書』が出て、英語辞書の土台が固まつたのであつ

た。『蕃語象胥』はだからむしろ、幕末期に高度に発達した蘭語研究の最後の成果のひとつであると言うべきかもしれない。

(四) 最後にふたたび検閲の問題に触れてみたい。箕作阮甫編の『改正増補蛮語箋』（嘉永元年、一八四八）が、そこに欧字を記入したゆえに書店での販売を禁じられたことは有名である。同書は森島中良（すなわち桂川甫斉）の『蕃語箋』（寛政十年、一七九八）という部門別の蘭語単語集の改訂版であるが、『蕃語箋』では片仮名で示されていた単語に、阮甫はオランダ語の綴りを添えた。そしてこれが書肆での公売を禁じられた原因であると諸書に記されているが、町年寄から売り弘め願人の須原屋伊八と和泉屋金右衛門への伝達申し渡しには単に

増補蛮語箋

松平越後守家来箕作阮甫著同人蔵板

右売弘には難相成候

南御町奉行御差図以申渡之

但差出候原稿本并摺立本共相下ヶ候間蔵板主へ可差戻候

とあり、理由は記していない。⁽⁷⁾果して欧字を添えたことが原因であるのか、実はこれだけではわからない。蛇足ながらつけ加えれば、この申し渡しは二軒の書肆に対し売り弘めを禁じたもので、箕作阮甫が私版で、つまり利益のために売るのはなく自分で使用するために印行することは禁じていないのである。刊行すること自体が禁じられるのであるなら、既に上で見てきたように、町奉行所ではなく、天文方なり学問所なりの検閲担当部局がストップをかけるはずである。

さらに、誰でも抱く疑問は、もし欧字使用が不可となれば、『訳鍵』『和蘭字彙』のような辞典類はどうか。また天保十一年（一八四〇）の熊坂建によるオランダ文法の翻刻書『和蘭文典前編』、天保十三年の箕作阮甫による同名翻刻書、そして嘉永元年、つまり『改正増補蜜語箋』が公売禁止されたと同じ年の阮甫による『和蘭文典後編成句論』などの翻刻書はどういうことになるのだろうか。これらの翻刻書は、『蕃語象胥』と同じく、表紙や見返し、扉、又は刊記のいずれかにわずかな漢字があるだけで、他はすべてオランダ語のみである。

そもそも『改正増補蕃語箋』が本当に発売禁止になったのかも疑わしい。翌嘉永二年には金百疋（すなわち一步）ほどで買え、蘭字を用いた「随分在テモ宜シキ者」であると坪井信良が兄への手紙に書いているし、現に私も嘉永元年謙塾（阮甫の私塾）刊行の巻一、安政四年刊の巻二と附録、の計二冊を架蔵している。殊に後者の刊記には堂々と「江都書林 山城屋佐兵衛、播磨屋勝五郎、須原屋伊八」の名が掲げられているのである。——発売禁止が事実だったとしても、まもなく撤回されたのか、あるいは謙塾関係者のみに配布されるという名目で事実上は販売が黙認されたのであろうか。

ともあれ、欧字を載せているから、という理由は信じ難い。かといって内容が不穏当だったとも思えない。もとなつた森島中良の『蕃語箋』は部立ての日蘭単語集であるが、キリスト教に触れることを恐れてか、『神仏』の部を「姑闕」（とりあえず除く）とした。阮甫もこの方針は引き継いでいる。

内容の問題は後年にいたるまで重要であり続けた。その最も危険な領域はもちろんキリスト教である。『訳鍵』『和蘭字彙』『増補改正訳鍵』などの代表的蘭日辞書も、それぞれ程度のちがいはあるにせよ、キリスト教関係の単語や表現にはかなり用心している様子がうかがわれる。たとえば testament をこの三種の辞書では人と人と

の間の遺言書、誓約書としてしか説明しておらず、神と人との間の新・旧の契約というユダヤ・キリスト教的説明は全くない。また *hostie* は大部な『字彙』にはなく、他の二書には「法家の蒸餅」とのみある。

これに対し、和刻本翻刻書の類はこの点に關してあきれるほどおろちかである。その最たるものが、同じ箕作阮甫が時も同じく「嘉永元年戊申九月稟准」とうたつて刊行した『和蘭文典後編成句論』である。天保十三年（一八四二）の『和蘭文典前編』と同じく、オランダの再洗礼派の結社「共益会社」(Maatschappij: Tot Nut van 't Algemeen) による蘭語文章論 (Syntaxis of Woordvoeging der Nederduitsche Taal, Leyden, Deventer en Groningen, 1810) を忠実に筆記体で翻刻したものである。文章論であるから、文法を扱った『前編』とは異つて、例文が豊富である。そして出版した「共益会社」の方針に沿つて、キリスト教精神を盛りこんだ例文が少なくない。気ままにページを繰つてみただけでも、たちまち次のような例文が目につく。

de vorst en de onderdaan, de rijke en de arme, de aanzienlijke en de geringe zijn voor den regterstoel van God gelijk. 「大名と家来、富者と貧者、貴と賤とを問わず、人は神の裁きの椅子の前では等しい」(五丁ウ)。
onze Heer en zaligmaker Moses. 「我らの主にして救ひ主モーセ」(六丁ウ)。

men moet de vriendschap van God meer zoeken dan die der wereld. 「人は世俗の友誼より神の友誼を求めなければならぬ」(二四丁オ)。

箕作版の『和蘭文典、前・後編』は、日本中の蘭学塾で広く採用された。この二冊をマスターすれば、もう蘭学者のはしくれと名乗れるほどだった。そのため阮甫は——『文典』のみならず多くの他の著訳書にも助けられて——たいそう裕福になったとさえ伝えられている。『文典』は決してやさしくはなかったから、『和蘭文典読法』

（安政三年）や『挿訳俄蘭磨智科』（同）などの一種の「虎の巻」も数多く出版され、遂には大庭雪斎による翻訳『訳和蘭文語』（前編は安政三年、後編は四年）も登場した。蘭学熱が全国的に高まった時期で、多くの書生が日夜キリスト教臭の強い『後篇』を熟読していたとすれば、『改正増補蛮語箋』が欧字ゆえに発売禁止になったり、蘭日辞書の編者たちがキリスト教関係の単語に戦々恐々としていたことなどは、どこかに吹き飛んでしまふほどの些事であろう。

遅ればせながら思い至るのは、『蕃語象胥』の登場もこの『和蘭文典・前・後編』の盛況と関係があるのではないかとことだ。キリスト教関係語彙の大多数はオランダ語にとつては外来語である。したがって外来語の学術用語辞典である『蕃語象胥』には、きわめて多くのキリスト教語彙と成句が含まれている。単に当時緊急を要した理工系学術用語のみならず、『文典・前・後編』理解に必要なキリスト教関係語彙と、更に言語学・文法関係術語（これらも多くはギリシア・ラテン語、あるいはフランス語系の外来語である）を多く記載した『蕃語象胥』の刊行は、きわめてタイムリーな企画だったと言つていいだろう。

『蕃語象胥』には abbe 「僧院付き聖録職保有者」から zelotismus 「ゼロタイ主義、ユダヤ教熱狂主義」までありとあらゆるキリスト教・ユダヤ教の語彙や表現がある。『和蘭文典・後編』と並んで、出版が許可されたことが奇跡に思える出版物である。検閲にあたった蕃書調所、あるいはその前身の天文方の担当者がこれらの語彙や表現を見落としたなどという可能性はあるまい。検閲者と翻刻申請者が師弟であったり、同門であったりした可能性はもちろん大であり、だから奉行所の一般役人にはわからぬのをよいことに、翻刻書に限ってはきわめて寛大に取りあつた、とも考えられる。しかし一步誤れば生命にも係る問題である。一般向け出版物や日蘭・

蘭日辞書とは異なった、特別寛大な取りあつかいを翻刻書に限ってはしてよいという了解が、幕府内部に既にあったとしか考えられないが、それを証明する史料を私はまだ知らない。『文典、後編』を翻訳した大庭雪斎の『訳和蘭文語』は、何の咎めも受けなかったのであろうか。謎は深まるばかりである。

注

- (1) 「佐々木元俊の翻刻蘭書『蕃語象胥』について——書誌学的検討——」 長崎市立シーボルト記念館『鳴滝紀要』第5号、一九九五年、所収(十三—三六頁)。
- (2) 検閲についての記述はその多くを、上里春生『江戸書籍商史』(名著刊行会、昭和四四年)、森睦彦「幕府諸機関の記録に現れた『和蘭字彙』の出版経過」(蘭学資料研究会『研究報告』第一七五号、一九六五年、所収)の二研究におおいだ。
- (3) 注(1) 論文の二六—二七頁。
- (4) 大槻如電『新撰洋学年表』、佐藤栄七増訂の『日本洋学編年史』のともに安政二年の項を参照。
- (5) 注(1) 論文の三二頁。
- (6) 同名書は早大に蔵されているそうだが、私はまだ見る機会を得ていない。
- (7) 『新撰洋学年表』、『日本洋学編年史』の嘉永元年十月の頃から引用。
- (8) 東京大学明治維新史料研究会 宮地正人編『幕末維新風雲通信 蘭医坪井信良家兄宛書翰集』(東大出版会、一九七八年) 十九頁以下。「新刻蛮話箋 右ハ箕作之思附ニテ旧来之蛮話箋ナリニ蘭語テレッテルニテ書申候ナリ。体最都テ旧本之如シ。唯少々之増補有之。サーメンスブラーカ様之事一篇加有之申候。随分在デモ宜シキ者ナレトモ緊要之書ニ非ス。代価ハ百疋位ヤト覺居申候。」
- (9) この辺の記述の一部は松田清氏による「神原文庫洋学資料展 啓蒙の源流・解説」(香川大学附属図書館、平成七年十一月)に負っている。